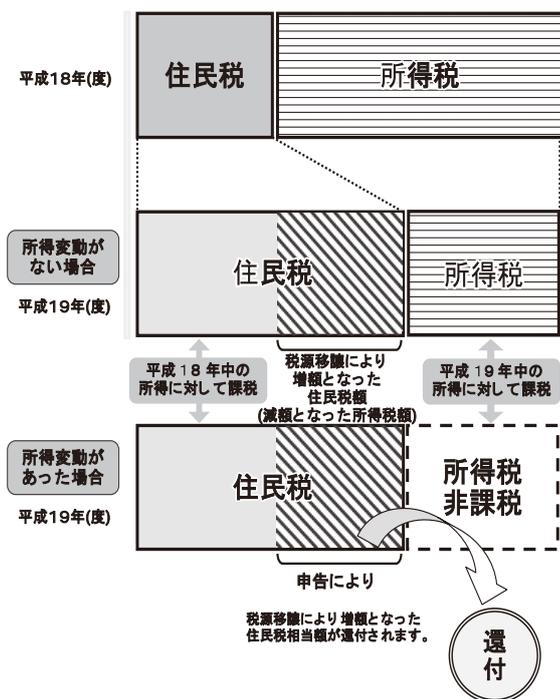


# 所得変動に伴う住民税の還付申告のお知らせ



平成19年度より、所得税(国税)から住民税(地方税)へ「税源移譲」が行われました。

大多数の方は平成19年度に住民税が増額となりましたが、同じ額を平成19年分の所得税より減額しておりますので、原則として所得税と住民税を合計した税負担は昨年度と比べて増加しないよう措置しております。

ただし、所得税は現年の所得に、住民税は前年の所得に対して課税されるため、平成18年中は所得がありましたが高齢等により平成19年中に所得がない場合、住民税は前年の所得を基に増額分を含めて課税される一方、所得税は課税されないため減額できないこととなります。

このように税源移譲に伴う税

◆問い合わせ  
税務課  
☎72-0032

●申告期間  
平成20年7月1日～31日  
うち 7月14日(月)～18日(金)に限り第一会議室(役場となり車庫2階)で申告の受付を行います。

※平成19年1月1日現在、お住まいの市町村での申告になります。

負担の増加の影響のみを受ける方については、平成19年度の住民税に限り、増額となった住民税相当額を還付致します。

還付を受けるためには申告が必要です。

## 路線価図等の閲覧

相続税・贈与税の土地などの評価に用いる平成20年度分の路線価図等の閲覧は7月1日(火)から行うことができます。

### ご自宅などで インターネット

により国税庁ホームページで閲覧できます

○国税庁ホームページの「路線価図等の閲覧コーナー」では、全国の過去3年分の路線価図等がご覧になれます。

〈全国の国税局・税務署の窓口に設置してあるパソコンでも閲覧できます。〉

※国税局・税務署では、IT化・ペーパーレス化を進めており、本年からは路線価図等(冊子)を備え付けませんので、ご理解願います。なお、混雑時はお待ちいただく場合があります。

## 所得税の予定納税(第1期分) 納期は平成20年7月1日～31日です。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」を送付されます。

### 予定納税とは？

前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その1/3相当額をそれぞれ7月と11月に納めていただくことになっています。

### 予定納税額の減額の申請・納付

○第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成20年7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください。

※廃業や災害などの理由により、平成20年6月30日現在の状況で、平成20年分の見積もった税額が、税務署から通知された「予定納税基準額」より少なくなると見込まれる場合に、申請することができます。

○納付には便利な振替納税をご利用ください。

税務署からの  
お知らせ